



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年7月1日火曜日 第1977号外1

◇ 目次 ◇ 規 則

る規則..... 1

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正す

規 則

○愛媛県規則第46号

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則（昭和62年愛媛県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表第1（第3条関係）

徴 収 基 準 額 表

世帯の階層区分		療育の給付	
階層区分	定義	徴収基準額 (月額)	加算基準額 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B～C2 省略			
D1	A階層	<u>2,400円</u> 以下	6,900
D2	及びB階層を除き、	<u>2,401円</u> から <u>4,800円</u> まで	7,600
D3	前年分の所得	<u>4,801円</u> から <u>8,400円</u> まで	8,500
D4	税の課税世帯	<u>8,401円</u> から <u>12,000円</u> まで	9,400
D5	であつて、その所得	<u>12,001円</u> から <u>16,200円</u> まで	11,000
D6	税の額	<u>16,201円</u> から <u>21,000円</u> まで	1,250

別表第1（第3条関係）

徴 収 基 準 額 表

世帯の階層区分		療育の給付	
階層区分	定義	徴収基準額 (月額)	加算基準額 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B～C2 省略			
D1	A階層	<u>4,800円</u> 以下	6,900
D2	及びB階層を除き、	<u>4,801円</u> から <u>9,600円</u> まで	7,600
D3	前年分の所得	<u>9,601円</u> から <u>16,800円</u> まで	8,500
D4	税の課税世帯	<u>16,801円</u> から <u>24,000円</u> まで	9,400
D5	であつて、その所得	<u>24,001円</u> から <u>32,400円</u> まで	11,000
D6	税の額	<u>32,401円</u> から <u>42,000円</u> まで	1,250

D ₇	の区分 が次の 区分に 該当す る世帯	21,001円から 46,200円まで	16,200	1,620
D ₈		46,201円から 60,000円まで	18,700	1,870
D ₉		60,001円から 78,000円まで	23,100	2,310
D ₁₀		78,001円から 100,500円まで	27,500	2,750
D ₁₁		100,501円から 190,000円まで	35,700	3,570
D ₁₂		190,001円から 299,500円まで	44,000	4,400
D ₁₃		299,501円から 831,900円まで	52,300	5,230
D ₁₄		831,901円から 1,467,000円まで	80,700	8,070
D ₁₅		1,467,001円から 1,632,000円まで	85,000	8,500
D ₁₆		1,632,001円から 2,302,900円まで	102,900	10,290
D ₁₇		2,302,901円から 3,117,000円まで	122,500	12,250
D ₁₈		3,117,001円から 4,173,000円まで	143,800	14,380
D ₁₉		4,173,001円以上	全額	左の支払命 令・徴収基 準額の10パ ーセントに 相当する 額。ただし、 その額が 17,120円に 満たない場 合は、17,1 20円
備考 省略				

注1 この表のC₁階層における「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD₁階層からD₁₉階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

D ₇	の区分 が次の 区分に 該当す る世帯	42,001円から 92,400円まで	16,200	1,620
D ₈		92,401円から 120,000円まで	18,700	1,870
D ₉		120,001円から 156,000円まで	23,100	2,310
D ₁₀		156,001円から 198,000円まで	27,500	2,750
D ₁₁		198,001円から 287,500円まで	35,700	3,570
D ₁₂		287,501円から 397,000円まで	44,000	4,400
D ₁₃		397,001円から 929,400円まで	52,300	5,230
D ₁₄		929,401円から 1,500,000円まで	80,700	8,070
D ₁₅		1,500,001円から 1,650,000円まで	85,000	8,500
D ₁₆		1,650,001円から 2,260,000円まで	102,900	10,290
D ₁₇		2,260,001円から 3,000,000円まで	122,500	12,250
D ₁₈		3,000,001円から 3,960,000円まで	143,800	14,380
D ₁₉		3,960,001円以上	全額	左の支払命 令・徴収基 準額の10パ ーセントに 相当する 額。ただし、 その額が 17,120円に 満たない場 合は、17,1 20円
備考 省略				

注1 この表のC₁階層における「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C₂階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項

の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。
なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD₁階層からD₁₉階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税

_____及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) 省略
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条19の2第1項及び第41条の19の3第1項
 - (3) 省略
- 3～8 省略

別表第2（第3条関係）

徴 収 基 準 額 表

世帯の階層区分		徴収基準額	加算基準額
階層区分	定義	(月額)	(月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B～C ₂	省略		
D ₁	A階層	15,000円以下	10,800
D ₂	及びB階層を除き、前年分の所得税の課税世帯	15,001円から40,000円まで	16,200
D ₃		40,001円から70,000円まで	22,400
D ₄		70,001円から183,000円まで	34,800
D ₅		183,001円から403,000円まで	49,400
D ₆		403,001円から703,000円まで	65,000
D ₇		703,001円から1,078,000円まで	82,400
D ₈		1,078,001円から1,632,000円まで	102,000
D ₉		1,632,001円から2,303,000円まで	123,400
D ₁₀		2,303,001円から3,117,000円まで	147,000
D ₁₁		3,117,001円から4,173,000円まで	172,500
D ₁₂		4,173,001円から5,334,000円まで	199,900

_____及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) 省略
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項_____、第41条の2並びに第41条の19の2第1項
 - (3) 省略
- 3～8 省略

別表第2（第3条関係）

徴 収 基 準 額 表

世帯の階層区分		徴収基準額	加算基準額
階層区分	定義	(月額)	(月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0
B～C ₂	省略		
D ₁	A階層	30,000円以下	10,800
D ₂	及びB階層を除き、前年分の所得税の課税世帯	30,001円から80,000円まで	16,200
D ₃		80,001円から140,000円まで	22,400
D ₄		140,001円から280,000円まで	34,800
D ₅		280,001円から500,000円まで	49,400
D ₆		500,001円から800,000円まで	65,000
D ₇		800,001円から1,160,000円まで	82,400
D ₈		1,160,001円から1,650,000円まで	102,000
D ₉		1,650,001円から2,260,000円まで	123,400
D ₁₀		2,260,001円から3,000,000円まで	147,000
D ₁₁		3,000,001円から3,960,000円まで	172,500
D ₁₂		3,960,001円から5,030,000円まで	199,900

D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	229,400	22,940
D14	6,674,001円以上	全額	左の徴収基準額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円
備考 省略			

D13	5,030,001円から 6,270,000円まで	229,400	22,940
D14	6,270,001円以上	全額	左の徴収基準額の10パーセントに相当する額。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円
備考 省略			

注1 この表のC1階層における「均等割の額」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD1階層からD14階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法

及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) 省略
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条19の2第1項及び第41条の19の3第1項
- (3) 省略

3～7 省略

注1 この表のC1階層における「均等割の額」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項 の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD1階層からD14階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）第14条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) 省略
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項 、第41条の2並びに第41条の19の2第1項
- (3) 省略

3～7 省略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の養育医療の給付等に要する費用の徴収に関する規則（以下「新規則」という。）別表第1の規定（徴収基準額表Aの項世帯の階層区分定義の欄に係る部分に限る。）及び別表第2の規定（徴収基準額表Aの項世帯の階層区分定義の欄に係る部分に限る。）は、平成20年4月1日から適用する。

3 新規則別表第1の規定（徴収基準額表Aの項世帯の階層区分定義の欄に係る部分を除く。）及び別表第2の規定（徴収基準額表Aの項世帯の階層区分定義の欄に係る部分を除く。）は、平成20年7月分以後の徴収額について適用し、同年6月分以前の徴収額については、なお従前の例による。